

山陽小野田市農業委員会

第 1 6 回

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 6 年 1 0 月 1 1 日午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 4 0 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター 2 階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田 尾 光 一
会長職務代理者	1 4	五十嵐 奨
委 員	2	二 井 一 夫
	4	森 田 祐 三
	5	田 中 覺
	6	相 本 まゆみ
	7	中 島 由紀子
	8	緒 方 始
	9	藤 田 勲
	1 1	辻 村 勝 好

4. 欠席委員

	3	藤 井 豊
	1 0	池 田 直 美
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	國 吉 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 69号 農地法第3条 権利の移動

議案第 70号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告第 26号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 71号 農用地利用集積計画について

議案第 72号 農用地利用集積等促進計画(配分)の案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊與木 登

事務局次長 藤 上 尚 美

事務局参事 幡 生 隆太郎

7. 議会の概要

議長	定刻になりましたので、只今より第 16 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。 最初に 10 月 1 日付けで着任した新しい事務局長を紹介します。 事務局長は自己紹介をお願いします。 （この間、新事務局長自己紹介） 1 日も早く事務局に馴染んでいただき、これからの舵取りをよろしくお願いいたします。 （会長あいさつ） 本日の欠席委員は池田委員、國吉委員、藤井委員及び村上委員です。 それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。 本日の議事録署名は 4 番森田委員と 5 番田中委員をお願いします。 それでは議事に入ります。 議案第 69 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
局長	今月の農地法第 3 条の許可申請は 2 件です。 議案第 69 号番号 47 について議案書をもとに説明いたします。 2 ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■■■へ約 ■■■■k m に位置する第 3 種農地です。申請内容は下表のとおりです。 公図は 3 ページをご覧ください。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長 6 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 10 月 4 日に事務局 2 名と五十嵐委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。 周辺の状況は、北側と東側が山林、南側が住宅、西側が宅地となっています。 申請地の状況は、梅の木が植えてありました。 譲渡人は■■■■に居住しており、高齢のため通作、維持管理が困難なことから申請地近隣に居住する兄に譲渡するそうです。 譲受人は先ほどの説明にもありましたが、譲渡人の兄であり、弟からの依頼で譲り受け、管理をすとのことです。 以上の事から特に問題ないと思います。

議長	報告を終わります。 何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 69 号番号 47 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 48 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 69 号番号 48 について議案書をもとに説明いたします。 4 ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■■■へ約■■■■k mに位置する農用地区域内農地及び第 1 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 5 ページをご覧ください。 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
議長 1 4 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 10 月 4 日に事務局 2 名と相本委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。 周辺の状況は、■■■■の北側は保全管理中の田、東側が田、西側と南側が道路に囲まれていました。 申請地は保全管理中でした。 ■■■■の周辺は西側が草地、北側が保全管理中の田、南側と東側は道路に面していました。 申請地の状況は、柿の木が一本植えてありました。 譲受人は■■■■の方は今植えてある柿の木をそのまま耕作し、■■■■で野菜を耕作することです。 譲受人は現在約 3,700 m²を耕作しており、特に問題ないと思います。 以上で現地報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 69 号番号 48 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に議案第 70 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

局長	事務局の説明を求めます。 今月の農地法第 5 条の許可申請は 10 件です。 議案第 70 号番号 82 について議案書をもとに説明いたします。 8 ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は、下表のとおりです。 公図は 9 ページ、土地利用図については 10 ページ及び 11 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 1 4 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、東側が休耕田、それ以外は宅地に囲まれていました。 申請地の状況は、保全管理中となっています。 雨水処理に関しては南側の道路側溝に排水します。 汚水に関しては公共下水で処理します。 申請地は約 0.5m 盛土する予定です。 申請地への進入路の位置は図面南側で、幅員は約 4m です。 境界については杭と擁壁で確認しています。 周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。 以上の事から特に問題ないと思います。 現地報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 70 号番号 82 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 83、84 及び 91 は関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。
局長	議案第 70 号番号 83、84 及び 91 について、議案書をもとに一括して説明いたします。 12 ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は、12 ページの下表、15 ページの下表及び 37 ページの下表

	をご覧ください。 公図は 13 ページ、16 ページ及び 38 ページ、土地利用図は 14 ページ、17 ページ及び 39 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 1 4 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、5 条 83 の周辺は北側が宅地、東側が 5 条 84 番に面しており、草地の状態になっています。西側が保全管理中の田、南側は水路に面しています。 申請地の状況は草地で、 は水はけが悪く、ぬかるんでいました。 続いて 5 条 84 についてです。 周辺の状況は、北側が宅地、東側が保全管理中の田、南側が水路に面しており、西側が 5 条 83 の申請地である草地に面しています。 申請地の状況は、保全管理中の田でした。 最後に 5 条 91 について説明させていただきます。 周辺の状況は、北側が水路、東側が田、西側が宅地、南側が休耕田となっていました。 申請地の状況は、稲刈りが終わったばかりの田でした。 雨水処理に関しては、 とその西側の圃場に水が溜まっていたので、必要に応じて溝を設けて図面西側に排水するとのことです。 汚水に関しては発生しません。 造成、整地ともにありません。 境界については、畔と水路で確認しています。 周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 (挙手あり) どうぞ。
1 1 番	この頃太陽光での転用申請がかなり出ていますが、売電価格が上昇したりしたのでしょうか。特に の南部はほとんど田んぼが無くなりそうな勢いです。
議長	耕作者の高齢化、遠隔地に居住しており困難など、様々な要因があるとは思いますが時代の流れではないかと思います。

1 1 番	分かりました。
議長	ほかに質問はありませんか。
	無ければ私から質問ですが、今回の申請地の周辺に太陽光申請予定地と書かれた土地がありますが、同じ会社が申請するのですか。
参事	同一の業者であると思われます。
議長	分かりました。
	ほかに無いようでしたらこれより採決に入ります。
	議案第 70 号番号 83、84 及び 91 に賛成の方の挙手を求めます。
	(全委員挙手)
	全員賛成により原案どおり承認することといたします。
	次に番号 85 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 70 号番号 85 について議案書をもとに説明いたします。
	18 ページをご覧ください。
	申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。
	申請内容は、下表のとおりです。
	公図は 19 ページ、土地利用図については 20 ページ及び 21 ページをご覧ください。
	本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長	次に現地調査報告をお願いします。
1 4 番	現地の報告をさせていただきます。
	周辺の状況は、北側が畑、残りは宅地に囲まれていました。
	申請地の状況は、草地となっています。
	雨水処理に関しては西側の道路側溝に排水します。
	污水に関しては公共下水に接続します。
	埋立に関しては、1m の盛土を行います。
	申請地への進入路の位置は図面西側からで、幅員は 6 m です。
	境界に関しては畦畔と擁壁で確認しています。
	周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
	以上の事から特に問題ないと思います。
	報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。
	無いようでしたらこれより採決に入ります。
	議案第 70 号番号 85 に賛成の方の挙手を求めます。
	(全委員挙手)

局長

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 86 について事務局の説明を求めます。

議案第 70 号番号 86 について議案書をもとに説明いたします。

22 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 23 ページ、土地利用図は 24 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

6 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、西側は宅地、それ以外は全て太陽光発電設備となっています。

申請地の状況は、草地でした。

雨水処理に関しては、自然流下で、汚水は発生しません。

埋立法面の処理は埋立を行わないのでありません。

なお、西側の宅地の所有者からの要望で隣接している部分を 1m 程空けて転用を行うそうです。

申請地への進入路の位置は図面西側からとなります。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界については畦畔等で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無ければ私から質問ですが、議案の 24 ページで周辺にたくさん既設太陽光発電所という記載がありますが、申請時は太陽光発電施設や設備で、完成したら発電所として使い分けているのでしょうか。

参事

転用事業者がそのように使い分けをしているだけです。事務局としては太陽光発電設備または同施設となります。

議長

わかりました。

ほかに質問が無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 70 号番号 86 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 87 について事務局の説明を求めます。

局長	議案第 70 号番号 87 について議案書をもとに説明いたします。 25 ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■■へ約 ■■■ k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は、下表のとおりです。 公図は 26 ページ、土地利用図は 27 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 6 番	次に現地調査報告をお願いします。 周辺の状況は、北側と南側が宅地、東側が畑、西側は草地となっていました。 申請地の状況は、草地となっていました。 雨水処理に関しては、道路側溝へ排水します。 汚水に関しては発生しません。 埋立は行いません。 南側の宅地から 1m 程空けてフェンスを設置します。 申請地への進入路の北側からで、幅員は 4m です。 周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。 境界については、測量杭等で確認しています。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 70 号番号 87 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 88 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 70 号番号 88 について議案書をもとに説明いたします。 28 ページをご覧ください。 申請地は、■■■■から■■■へ約 ■■■ k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は、下表のとおりです。 公図は 29 ページ、土地利用図は 30 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長	次に現地調査報告をお願いします。

1 4 番	現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、西側が墓地、北側が竹林、東側が宅地、南側が保全管理中の畑地となっていました。 申請地の状況は、保全管理中でした。 雨水処理に関しては、自然流下で農業用排水路に排水します。 汚水は発生しません。 申請地は整地のみで造成は行いません。 申請地への進入路の位置は図面南側です。 境界に関しては境界杭で確認しました。 周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。 以上の事から特に問題ないと思います。 これで報告を終わります。
議長	何か質問はありませんか。 無いようでしたらこれより採決に入ります。 議案第 70 号番号 88 に賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手) 全員賛成により原案どおり承認することといたします。 次に番号 89 について事務局の説明を求めます。
局長	議案第 70 号番号 89 について議案書をもとに説明いたします。 31 ページをご覧ください。 申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。 申請内容は、下表のとおりです。 公図は 32 ページ、土地利用図は 33 ページをご覧ください。 本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。
議長 6 番	次に現地調査報告をお願いします。 現地の報告をさせていただきます。 周辺の状況は、 は既に太陽光発電施設が設置してありました。 南側は山林で、東側は太陽光発電施設、西側は太陽光発電の予定地となっていました。 申請地の状況は、保全管理中でした。 雨水処理に関しては、農業用水路に排水します。 汚水は発生しません。 埋立は行いません。 境界については畦畔等で確認しています。

議長

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

申請地への進入路の位置は図面北側です。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで現地報告を終わります。

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 70 号番号 89 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 90 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 70 号番号 90 について議案書をもとに説明いたします。

34 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 35 ページ、土地利用図は 36 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

6 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、東側が田、西側には小野田線、北側と南側は草地となっていました。

申請地の状況は、草地でした。

雨水処理に関しては、農業用水路に排水します。

汚水に関しては発生しません。

草刈りをして整地するのみで、埋立は行いません。

申請地への進入路の位置は、図面南側からです。

境界については、境界杭と畦畔で確認しています。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

以上の事から特に問題ないと思います。

これで現地調査報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 70 号番号 90 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

	次に報告第 26 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」事務局の説明を求めます。
局長	今月の農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 1 件です。 報告第 26 号番号 26 について議案書をもとに説明いたします。 41 ページをご覧ください。 届出地は、 から へ約 k mに位置する、農用地区域内農地及び第 2 種農地です。 申請内容は下表のとおりです。 公図は 42 ページ、土地利用図については 43 ページ及び 44 ページをご覧ください。 事業終了後、原状回復されます。
議長	何か質問はありませんか。 (質問なし) 無いようでしたら報告第 26 号番号 26 は原案どおり処理いたします。 次に報告第 27 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。
局長	45 ページをご覧ください。 今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 59 から 61 までの 3 件で、現契約を合意により解約するものです。 ご審議をお願いします。
議長	何か質問はありませんか。 (質問なし) 無いようでしたら報告第 27 号は原案どおり処理いたします。 次に、議案第 71 号「農用地利用集積計画」を上程します。 事務局の説明を求めます。
局長	47 ページから 51 ページまでを御覧ください。 議案第 71 号、農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。 今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 101 番から 114 番までで、合計で 14 件、51 筆、56,858 m²でございます。 ご審議をお願いします。
議長	質問はありませんか。 (質問無し) 無いようでしたら採決に入ります。 賛成の方の挙手を求めます。 (全委員挙手)

局長

全員賛成により、議案第 71 号は原案どおり決定することとします。
次に議案第 72 号「農用地利用集積等促進計画(案)」を上程します。
事務局の説明を求めます。

53 ページをご覧ください。

議案第 72 号「農用地利用集積等促進計画（配分）(案)」について議案書をもとに説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 52 で、1 件、2 筆、3,221 m²でございます。

ご審議をお願いします。

議長

本件についてご異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長

次の現地調査は、11 月 5 日(火)9 時から、二井委員、森田委員でお願いします。

第 17 回総会は、11 月 11 日(月)13 時 30 分からで、会場は保健センター一集団指導室です。

議長

以上をもちまして第 16 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。
(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 4 0 分 閉会

令和 年 月 日

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

4 番委員

議事録署名委員

5 番委員